議案第19号

北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいので議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

北部辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備 計画を策定するもの

総合整備計画書

岐阜県飛騨市 北部辺地 (辺地の人口111人 面積85.8km)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 飛騨市神岡町東漆山、西漆山、牧、土、東茂住、

西茂住、横山、谷、中山、笈破、跡津川、

佐古、大多和、杉山

(2) 地域の中心の位置 飛騨市神岡町東漆山字向田337番 外2筆

(3) 辺地度点数 191点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

北部辺地は、本市の北中部に位置し一級河川高原川沿いの急峻な谷あいに集落が点在する地域である。

当地に集積するスーパーカミオカンデ等の最先端宇宙物理学研究施設へのアクセス市道の整備により、研究環境の向上と基礎科学の振興に貢献するとともに、生活市道の計画的な整備を行うことで、安心・安全で住みよい生活環境の確保を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位:千円)

区分 事業主体名 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のう
			特定財源	一般財源	ち辺地対策事 業債の予定額
道路	飛騨市	302, 000	153, 493	148, 507	148, 400
合 計		302, 000	153, 493	148, 507	148, 400

(注)() は全体事業費

 当初計画策定
 令和 年 月 日

 第1次変更計画策定
 令和 年 月 日

 第2次当初計画策定
 令和 年 月 日